

ご利用いただける方	制度名	融資対象者	融資限度額	融資利率	信用保証料率(市等補助後) ⇒市等補助料率	資金使途・期間	備考	
中小企業者等の方全般、 資金繰りの安定化を図りたい方	振興資金★	中小企業者等の方	中小企業者 2億円	(短期)1年以内 年2.1%以内 (長期)1年超5年以内 年2.6%以内 5年超7年以内 年2.9%以内 7年超 年3.1%以内 又は制度所定変動金利 (短プラ+0.7%以内)※1	年0.450%~1.900% ⇒川崎市：補助なし	(短期)運転資金・設備資金1年以内 (据置6か月以内を含む) (長期)運転資金7年以内 (据置1年以内を含む) 設備資金10年以内 (据置1年以内を含む)		
	設備強化支援資金★		協同組合等 4億円	5年以内 年2.4%以内 5年超10年以内 年2.6%以内 10年超 年3.0%以内 又は制度所定変動金利 (短プラ+0.7%以内)※1		設備資金15年以内 (据置1年以内を含む)		
	短期継続資金★	1 法人の場合：川崎市内に本店又は事業所を有し、次の①～⑤のすべてに該当するもの 2 個人事業主の場合：川崎市内に住所又は事業所を有し、次の①～⑤のすべてに該当するもの ①1期以上の決算(確定申告を含む)を行っていること ②保証申込時点で1年以上の与信取引があること ③既存債務の返済条件緩和が行われていないこと ④直近の決算において債務超過となっていないこと ⑤川崎市信用保証協会の保証付き短期継続融資を並行して利用していないこと	5,000万円	金融機関所定利率 又は制度所定変動金利 (短プラ+0.7%以内)※1		運転資金1年以内 (一括返済に限る)		
	協同特別支援型★	中小企業者等の方で、次の1・2のいずれかの要件を満たす場合 1 当該保証付融資額の1割以上(融資期間12か月以上)のプロパー融資※4を同時実行する場合 2 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う場合	中小企業者 2億8,000万円	(短期)1年以内 年2.1%以内 (長期)1年超5年以内 年2.6%以内 5年超7年以内 年2.9%以内 7年超 年3.1%以内 又は制度所定変動金利 (短プラ+0.7%以内)※1	年0.300%~1.430% ⇒川崎市：補助なし 国：年0.110%~ 0.630%補助後の料率	運転資金10年以内 (据置1年以内を含む) 設備資金10年以内 (据置3年以内を含む) ※運転設備資金の場合は設備資金と 同様の期間	協同支援型特別保証制度申込資格 要件申告書兼誓約書(第14号様式) が必要 融資対象者2はさらに協同支援型特別 保証制度用経営行動計画書(第15号様 式)が必要	
	NEW!! モニタリング強化型 特別資金★	認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者の方 なお、当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限る。	協同組合等 4億8,000万円	(短期)1年以内 年2.1%以内 (長期)1年超5年以内 年2.6%以内 5年超7年以内 年2.9%以内 7年超 年3.1%以内 又は制度所定変動金利 (短プラ+0.7%以内)※1	年0.230%~0.950% ⇒川崎市：補助なし 国：年0.220%~ 0.950%補助後の料率		モニタリング強化型特別保証制度申込 資格要件申告書兼誓約書(第17号様 式)が必要	
小規模な事業 を営む方	小規模事業資金★	従業員30人以下(商業・サービス業は10人以下)の小規模事業者の方	3,500万円	3年以内 年2.2%以内 3年超5年以内 年2.4%以内 5年超 年2.5%以内	保証債務残高1,500万円以下 年0.383%~0.950% ⇒川崎市：年0.000%~ 0.950%補助後の料率 保証債務残高1,500万円超 年0.383%~1.710% ⇒川崎市：年0.000%~ 0.500%補助後の料率	運転資金・設備資金8年以内 (据置1年以内を含む)		
	短期サポート型★		2,000万円	年1.6%以内		運転資金・設備資金1年以内 (据置6か月以内を含む)		
	小口サポート型★		2,000万円	年1.8%以内		運転資金・設備資金5年以内 (据置1年以内を含む)		
	ミニ★	300万円	年1.7%以内			運転資金4年以内 (据置6か月以内を含む)		
小口零細対応 小規模事業資金★	従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)の小規模企業者の方(◎・▲)	2,000万円	3年以内 年1.9%以内 3年超5年以内 年2.1%以内 5年超8年以内 年2.2%以内 8年超 年2.3%以内	年0.450%~1.100% ⇒川崎市：年0.000%~ 1.100%補助後の料率	運転資金・設備資金10年以内 (据置1年以内を含む)	全国の信用保証協会による既存 保証付融資残高との合計で、 2,000万円の範囲内となる 新規の保証に限る		
川崎市に進出を 考えている方	産業立地促進資金	川崎市が定める産業拠点地区及び工業専用地域に進出する中堅(資本金10億円以下又は従業員500人以下の会社又は個人・中小企業者等の方)	運転資金 2億8,000万円 設備資金 20億円	運転資金 設備資金 年2.6%以内 年2.7%以内	保証付きの場合 年0.450%~1.900% ⇒川崎市：補助なし	運転資金7年以内 (据置1年以内を含む) 設備資金15年以内 (据置1年以内を含む)※2		
	企業立地促進資金	1 土地収用法第3条各号に掲げる事業及び都市計画法第4条第15項の規定による都市計画事業により産業拠点地区から移転を余儀なくされた方のうち川崎市内に立地する方 2 川崎市内のインキュベーション施設(かわさき新産業創造センター、かながわサイエンスパーク、テクノハイノベーション川崎、明治大学地域産学連携研究センター、ナノ医療イノベーションセンター)に入居した方のうち川崎市内に移転する方	2億8,000万円	年2.5%以内	年0.225%~0.950% ⇒川崎市：年0.225%~ 0.950%補助後の料率	運転資金7年以内 (据置1年以内を含む) 設備資金10年以内 (据置1年以内を含む)※2	川崎市の確認(第6号様式)が必要	
新たな取組をする方	創業支援資金	アーリーステージ 対応資金	1 事業を営んでいない個人で、具体的な開業計画を有し、1か月以内に新たに個人事業を開始する方又は2か月以内に新たに会社を設立し事業を開始する方(認定特定創業支援等事業を受けて創業しようとする場合はいずれも6か月以内)(◎・▲) 2 事業を営んでいない個人による開業で、開業後5年未満の中小企業者等の方(◎・▲) 3 事業を継続している会社により新たに設立(分社化)された会社で、具体的な開業計画を有する方又は設立後5年未満の中小企業者等の方(◎・▲) 4 個人事業を開始したのち、同一事業で会社を設立した方で、かつ個人事業を開始してから5年未満の方(1~4はいずれも創業関連保証を利用)(◎・▲) 5 開業後1年未満の中小企業者等の方(一般保証を利用)(▲)	3,500万円 ※3	年2.2%以内 ①借入金の1/3以上の自己資金 ⇒年2.1%以内 ②借入金の1/2以上の自己資金 ⇒年2.0%以内 又は制度所定変動金利 (短プラ+0.7%以内)※1	年0.000% ⇒川崎市：年0.500%補助 + 川崎市信用保証協会： 年0.300%引下げ後の料率	運転資金7年以内 (据置1年以内を含む) 設備資金10年以内 (据置1年以内を含む) ※市内設備に限る	創業計画書(第7号様式)が必要 (税務申告を1期以上終えている方は省略可)
		女性・若者・シニア 起業家支援資金	上記アーリーステージ対応資金の1~4のいずれかの要件を満たし、代表者が「女性」「30歳未満」「50歳以上」のいずれかに該当する方(創業関連保証を利用)(◎・▲)	3,500万円 ※3	年2.1%以内 ①借入金の1/3以上の自己資金 ⇒年2.0%以内 ②借入金の1/2以上の自己資金 ⇒年1.9%以内 又は制度所定変動金利 (短プラ+0.7%以内)※1	年0.000% ⇒川崎市：年0.500%補助 + 川崎市信用保証協会： 年0.300%引下げ後の料率		
	スタートアップ 創出促進資金	国の「スタートアップ創出促進保証制度要綱」の資格要件を満たす中小企業者等の方(会社のみ対象) 保証申込受付時点において税務申告を1期終了していない創業者については、創業資金総額の1/10以上の自己資金を有すること (経営者保証を不要とするスタートアップ創出促進保証(SSS保証)を利用)(◎・▲)	3,500万円 ※3	年2.2%以内 ①借入金の1/3以上の自己資金 ⇒年2.1%以内 ②借入金の1/2以上の自己資金 ⇒年2.0%以内 又は制度所定変動金利 (短プラ+0.7%以内)※1	年0.500% ⇒川崎市：年0.500% 補助後の料率	運転資金10年以内 設備資金10年以内 (いずれも据置1年以内を含むが、 金融機関のプロパー融資※4と同時 に実行又はプロパー融資残高が ある場合は据置3年以内とする)	創業計画書(第8号様式)が必要	
中小企業者等の方全般	流動資産担保資金	事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者等の方(棚卸資産を担保とする場合は法人に限る)	2億5,000万円	年2.5%以内	年0.340% ⇒川崎市：年0.340% 補助後の料率	運転資金・設備資金1年以内		
事業承継を行う方	事業承継特別保証資金	次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者等の方 ①川崎市信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 ②令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの ③次の①~④に定める全ての要件を満たすこと なお、①~③については、川崎市信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、④については、川崎市信用保証協会への申込日に満たしていることを要するものとする ① 資産超過であること ② EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 返済緩和している借入金がないこと	中小企業者 2億8,000万円 協同組合等 4億8,000万円	年1.9%以内	年0.000%~0.950% ⇒川崎市：年0.200%~ 1.150%補助後の料率	事業資金10年以内 (据置1年以内を含む)	信用保証協会所定の申込資料のほか、 次の①②と、状況により③~⑤の書類 が必要 ①事業承継計画書 ②財務要件等確認書 ③借入金金を借り換える場合 →③借換債務等確認書 ④他行借換依頼書兼確認書 ⑤他行借換依頼書兼確認書 信用保証料0%(市全額補助の場合) →⑤ガバナンス体制の整備に関 するチェックシート ※プロパー融資※4も借換え対象	

ご利用いただける方	制度名	融資対象者	融資限度額	融資利率	信用保証料率（市等補助後） ⇒市等補助料率	資金使途・期間	備考	
売 上 や 利 益 が 減 少 し て い る 方	不況対策資金(5年型)	1 最近3か月間又は6か月間の月平均売上高、平均売上総利益(率)及び平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等の方(なお、米国税措置の影響を受けている場合は、今後3か月間又は6か月間について減少する見込みである中小企業者等の方を含む)	3,000万円	年1.8%以内	年0.450%~0.950% ⇒川崎市：年0.000%~0.950%補助後の料率	運転資金・設備資金5年以内 (据置1年以内を含む)	取扱金融機関による確認書(第3号(1)様式又は第3号(2)様式)が必要	
		2 主要な取引先からの最近3か月間又は6か月間の月平均受注額が、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等の方(なお、米国税措置の影響を受けている場合は、今後3か月間又は6か月間について減少する見込みである中小企業者等の方を含む)		年1.7%以内				
		3 為替変動の影響により、最近3か月間又は6か月間の月平均売上高が前年又は前々年の同期と比べて10%以上減少している中小企業者等の方、若しくは平均売上総利益(率)及び平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて5%以上減少している中小企業者等の方		年1.8%以内				
		4 取引先の支払条件が変わり、資金繰りが困難になっている中小企業者等の方						
		5 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を受けた中小企業者等の方(セーフティネット保証を利用)						
	不況対策資金(10年型)	1 最近3か月間又は6か月間の月平均売上高、平均売上総利益(率)及び平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等の方(なお、米国税措置の影響を受けている場合は、今後3か月間又は6か月間について減少する見込みである中小企業者等の方を含む)	8,000万円	年2.0%以内	年0.450%~0.950% ⇒川崎市：年0.000%~0.950%補助後の料率	年0.450%~0.950% ⇒川崎市：年0.000%~0.950%補助後の料率	運転資金・設備資金10年以内 (据置1年以内を含む)	取扱金融機関による確認書(第3号(1)様式又は第3号(2)様式)が必要
		2 主要な取引先からの最近3か月間又は6か月間の月平均受注額が、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等の方(なお、米国税措置の影響を受けている場合は、今後3か月間又は6か月間について減少する見込みである中小企業者等の方を含む)		年1.9%以内				
		3 為替変動の影響により、最近3か月間又は6か月間の月平均売上高が前年又は前々年の同期と比べて10%以上減少している中小企業者等の方、若しくは平均売上総利益(率)及び平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて5%以上減少している中小企業者等の方						
		4 取引先の支払条件が変わり、資金繰りが困難になっている中小企業者等の方						
		5 国又は市長が指定した倒産企業に、売掛金債権等を50万円以上有している中小企業者等の方及び50万円未満の売掛金債権等しか有していないがその倒産企業との取引規模が20%以上である中小企業者等の方						
6 中小企業信用保険法第2条第5項第1号の認定を受けた中小企業者等の方(◎)(セーフティネット保証を利用)		年2.0%以内						
7 中小企業信用保険法第2条第5項第2号又は第6号の認定を受けた中小企業者等の方(◎)(セーフティネット保証を利用)								
8 中小企業信用保険法第2条第5項第5号、第7号又は第8号の認定を受けた中小企業者等の方(セーフティネット保証を利用)								
危機対策資金	中小企業信用保険法第2条第6項の認定を受けた中小企業者等の方(◎)(危機関連保証を利用)※5	2億8,000万円	年2.0%以内	年0.400% ⇒川崎市：年0.400%補助後の料率	年0.400% ⇒川崎市：年0.400%補助後の料率	運転資金・設備資金10年以内 (据置2年以内を含む)	市町村又は特別区の認定書が必要	
災害対策資金	火災・風水害等の被害を受けている中小企業者等の方	8,000万円	年1.9%以内	年0.450%~0.950% ⇒川崎市：年0.000%~0.950%補助後の料率	年0.450%~0.950% ⇒川崎市：年0.000%~0.950%補助後の料率	運転資金・設備資金10年以内 (据置1年以内を含む)	り災証明書が必要	
	中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の認定を受けた中小企業者等の方(◎)(セーフティネット保証を利用)						市町村又は特別区の認定書が必要	
激甚災害対策資金	国が指定した激甚災害の被害を受けている中小企業者等の方(◎)(災害関係保証を利用)	2億8,000万円		年0.450% ⇒川崎市：年0.450%補助後の料率	年0.450% ⇒川崎市：年0.450%補助後の料率	運転資金・設備資金10年以内 (据置1年以内を含む)	り災証明書が必要	
経営安定資金	【経営力強化を図りたい方】 伴走支援型 経営力強化資金	1 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等の方(経営力強化保証を利用)	1億円	年1.9%以内	一般枠(4~12月) 年0.135%~0.525% ⇒川崎市：年0.315%~1.225%補助後の料率 一般枠(1~3月) 年0.225%~0.875% ⇒川崎市：年0.225%~0.875%補助後の料率	セーフティネット枠(4~12月) 年0.230% ⇒川崎市：年0.535%補助後の料率 セーフティネット枠(1~3月) 年0.383% ⇒川崎市：年0.382%補助後の料率	運転資金5年以内 (据置1年以内を含む) 設備資金7年以内 (据置1年以内を含む) ただし、本資金によって保証付きの既借入金金を借り換える場合は上記に加えて、市町村又は特別区の認定書 ※融資対象者2の場合はコロナ関連融資からの借換えのみ。	
		2 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を受け、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等の方(経営力強化保証を利用)						
	NEW!! 緊急経営応援資金	1 次の(1)~(7)のいずれかに該当する中小企業者等の方 (1)最近1か月間の売上高が、直近3年のいずれかの年の同月の売上高と比較して10%以上減少している方 (2)最近1か月間の売上高総利益率が、直近3年のいずれかの年の同月の売上高総利益率と比較して10%以上減少している方 (3)最近1か月間の売上高総利益率が、直近3決算期のいずれかの売上高総利益率と比較して10%以上減少している方 (4)直近決算の売上高総利益率が、過去3決算期のいずれかの売上高総利益率と比較して10%以上減少している方 (5)最近1か月間の売上高営業利益率が、直近3年のいずれかの年の同月の売上高営業利益率と比較して10%以上減少している方 (6)最近1か月間の売上高営業利益率が、直近3決算期のいずれかの売上高営業利益率と比較して10%以上減少している方 (7)直近決算の売上高営業利益率が、過去3決算期のいずれかの売上高営業利益率と比較して10%以上減少している方 2 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を受けた中小企業者等の方であって、上記(1)~(7)のいずれかに該当する方	3,000万円	(短期)1年以内 年1.5%以内 (長期)1年超3年以内 年1.8%以内	年0.000% ⇒川崎市：年0.450%~1.900%補助後の料率	年0.000% ⇒川崎市：年0.765%補助後の料率	運転資金3年以内 (据置1年以内を含む)	売上高減少等要件確認書(第18号様式)が必要 セーフティネット保証5号の場合は上記に加えて、市町村又は特別区の認定書 ※借換えも含み全て責任共有対象 ※業歴3か月以上1年1か月未満の場合は、融資対象者欄中、「直近3年のいずれかの年の同月の売上高」「直近3年のいずれかの年の同月の売上高総利益率」又は「直近3年のいずれかの年の同月の売上高営業利益率」については、それぞれ「最近3か月間の月平均売上高」「最近3か月間の月平均売上高総利益率」又は「最近3か月間の月平均売上高営業利益率」に読替え
借換支援資金	保証付融資の借換えをすることにより、月々の返済負担の軽減及び資金調達の円滑化が図れる中小企業者等の方	2億8,000万円	年2.1%以内	保証承諾額(残高)8,000万円以下 年0.450%~0.950% ⇒川崎市：年0.000%~0.950%補助後の料率 保証承諾額(残高)8,000万円超 年0.450%~1.900% ⇒川崎市：補助なし	保証承諾額(残高)8,000万円以下 年0.450%~0.950% ⇒川崎市：年0.000%~0.950%補助後の料率 保証承諾額(残高)8,000万円超 年0.450%~1.900% ⇒川崎市：補助なし	運転資金10年以内 (据置1年以内を含む)	事業計画書(第5号様式)が必要	
	保証付融資の全部又は一部について、返済条件を緩和している中小企業者等の方であって、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等の方(条件変更改善型借換保証を利用)		10年以内 年2.1%以内 10年超 年2.6%以内			運転資金15年以内 (据置1年以内を含む) ※新規融資を含む場合、据置は2年以内	川崎市信用保証協会が定める書類が必要	
取 企 業 再 建 資 金	企業再建資金	再建計画等を策定し、償還の確実性が認められ、企業再建を図る強い意思を持ち、金融機関からの支援体制が構築されており今後も継続支援が確実で、次のいずれかに該当する中小企業者等の方 (1)神奈川県中小企業活性化協議会の支援を受けて再建計画を策定し、企業再建を図ろうとする方 (2)川崎市信用保証協会が設置する外部審査会が当該中小企業の事業再生に資すると見込まれるものとして答申を行った再生計画により企業再建を図ろうとする方 (求償権消滅保証◎)を利用	2億8,000万円	年2.8%以内	年0.225%~1.100% ⇒川崎市：年0.225%~1.100%補助後の料率	運転資金・設備資金10年以内 (据置1年以内を含む)	川崎市信用保証協会が定める書類が必要	
	経営改善サポート型企業再建資金	経営サポート会議や神奈川県中小企業活性化協議会、認定経営革新等支援機関等の支援を受け策定した事業再生等の計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者の方(事業再生計画実施関連保証(一部◎)を利用)(▲)		10年以内 年2.3%以内 10年超 年2.8%以内				年0.340%又は年0.400% ⇒川崎市：年0.340%又は年0.400%補助後の料率

・責任共有制度の対象外となる資金は、◎印で示してあります。  
 ・特定非営利活動法人(NPO法人)の方が利用できない資金は、▲印で示してあります。  
 ・★印の資金については、「SDGs・脱炭素化取組支援融資」の取扱いが可能です(詳しくは5~6ページ参照)。  
 なお、信用保証料率で「⇒川崎市：補助なし」と記載がある資金についても★印がついているものは「SDGs・脱炭素化取組支援融資」の対象となります。  
 ・信用保証料の上乗せで経営者保証が不要となる「事業者選択型経営者保証非提供制度」を利用できる場合があります(市の補助の対象外です)。

※1 変動金利の「短プラ」とは、金融機関が1年以内の融資をする際の最優遇金利等で、金融機関によって異なります。  
 ※2 運転資金の資金使途は移転費用等に限り、設備資金の資金使途は、土地取得費、建物建設費、敷金、入居保証金、改装費及び機械設備費等に限り、融資限度額は、創業関連保証・再挑戦関連保証・スタートアップ創出保証は併せて3,500万円まで(市融資制度分以外も含む)です。  
 ※3 「フロー」融資とは、信用保証協会の保証を付さない融資のことです。  
 ※4 大規模な経済危機や災害発生時に、国が指定する期間(原則1年間)のみ利用が可能となる資金です。